

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	支援給付の開始又は変更の申請に対する処分	
根拠法令・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条	
所 管 課	生活福祉部 生活援護管理課	
審 査 基 準	<p>生活保護法による保護の基準 （昭和38年4月1日 厚生省告示第158号）</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について （昭和36年4月1日 厚生省発社第123号厚生事務次官通知）</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について （平成20年3月31日 社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて （平成20年3月31日 社援企発第0331001号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請のあった日から14日以内（ただし、30日まで延長可能）
	標準処理期間を設定できない理由	